

消費者

改正消費者契約法について

平成13年に施行された消費者契約法は、消費者と事業者の情報力・交渉力の格差を前提とし、消費者の利益を守るための法律です。

しかし、その内容だけでは、消費者の十分な救済が難しい場合もあり、平成29年6月3日より改正消費者契約法が施行されることになりました。

改正内容は大きく二つあります。

①「契約の取消し」

「消費者の消費量に対して多すぎる量を販売したことを、事業者が知っていた場合」＝販売解除ができるようになります。たとえば、消費者がそんなに必要ない・飲めないと事業者が知っていたながら、何箱も健康食品を勧誘し販売したときなどがあたります。他の改正内容は「重要事項の範囲の拡大」「契約の取消しができる期間を6カ月から1年とする」ことです。

②「契約条項の無効」

消費者の利益を不当に害する条項が無効になるとされていますが、改正後は、その内容がより細かく定められました。「事業者が契約内容を守らなかつた場合でも、消費者が契約を解除できない条項」や、「消費

者が連絡をしなければ、意思表示をしたとみなす条項」は、契約済みでも、無効となります。

これらの改正によって、不当な契約から消費者の利益を守りやすくなりました。消費生活でお困りの時や契約が「おかしいな？」と感じたら、悩む前に消費者センターへご相談ください。



消費者トラブル啓発 マグネットシートを配布!

消費者トラブルの相談窓口を記載しています。

【対象】65歳以上のかたがいる世帯

【配布開始日】平成29年7月1日

【配布場所】

消費者センター、市民課待合所、別館1階の各受付窓口、行政センター、支所など

消費生活・契約トラブルの相談窓口
困ったら、必ずご相談ください。

☎095-829-1234

【相談時間】10時～17時
※19日(土)・20日(日)は受付休止です。

土日・祝日もご相談ください。
長崎市消費者センター

(注)磁気カードで印刷していただきます。

※縦5.5cm×横9cm

■問い合わせ

消費者センター(☎829-1234)